

## 地域資源活用・農商工連携促進事業費補助金交付要綱

制定 令和2年3月30日付第202000001568号  
鳥取県商工労働部長通知  
改正 令和3年3月26日付第202100001183号  
改正 令和6年3月22日付第202300315015号  
改正 令和6年5月11日付第202400038366号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、地域資源活用・農商工連携促進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、加工業者等を支援する団体等（以下「商工団体等」という。）が行う、農商工連携及び6次産業化（以下「農商工連携等」という。）に取り組む事業者等の売れる商品企画や販路開拓の取組みを支援することにより、新商品・新サービス創出を更に推進することを目的として交付する。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 農商工連携

加工業者等が、農林漁業者、農林水産業を営む法人等と連携して、生産された農林水産物を活用した商品製造、販売等に取り組むこと。

#### (2) 6次産業化

農林漁業者、農林水産業を営む法人等が農林水産物を生産するとともにその加工・製造、流通・販売等を一体的に行うこと。

### (補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から事業に伴う収入額を控除した額と、補助対象経費（仕入控除税額を除く。）に同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額のいずれか低い額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、事業開始の4週間前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の

規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第6条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から25日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

（1）事業の中止又は廃止。

（2）本補助金の増額を伴う変更。

（3）交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第8条 規則第17条第1項第1号又は第2号の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は完了の日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第3号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年3月30日から施行し、令和2年度事業から適用する。

2 地域資源活用・農商工連携促進事業（産業振興機構コーディネーター）補助金交付要綱（平成25年3月25日付第201300004363号鳥取県商工労働部長通知）は廃止する。

3 この改正は、令和3年3月26日から施行し、令和3年度事業から適用する。

4 この改正は、令和6年3月22日から施行し、令和6年度事業から適用する。

5 この改正は、令和6年5月11日から施行し、令和6年度事業から適用する。

別表（第4条、第8条関係）

1 対象事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額
(1) 専門家派遣	商工会・商工会産業支援センター・商工会連合会・商工会議所・中小企業団体中央会・地域商社・銀行等の支援団体又は加工業者等の団体等（任意組織を含む。ただし、規約を有するものとする）。	農商工連携等の商品に対する以下の経費 ・企画・開発及びブラッシュアップ、販路開拓等に対する専門家派遣に係る経費（専門家の旅費・報償費。） ・自社製品のために自社に専門家を招へいする場合を除く。	10/10	1,000 千円 ただし、第1欄（2）の事業の補助上限額は500 千円とする。
(2) 商談会及び展示会等（以下「商談会等」という。）の開催及び出展等（以下「開催等」という。）		農商工連携等商品を扱う商談会等の開催等に要する経費（出展料・使用料・賃借料・職員旅費・印刷費・委託費・消耗品費・送料に限る）。ただし、取り扱う全商品数のうち農商工連携等商品数を概ね30%以上とすること。 ・委託費については、県内事業者に発注したものに限り。ただし、止むを得ない事情により県内事業者への発注が困難と県が認めた場合にあっては対象とする。	1/2	

\* 農商工連携等の商品に係る支援を対象とし、農林漁業者、農林水産業を営む法人、農漁協から原料を調達しないものは対象外とする。

\* 小規模事業者等経営支援交付金、中小企業連携組織支援交付金を活用して実施する事業は対象外とする。